

# 指定通所介護事業 介護予防・生活支援サービス事業(養父市) 自立援助通所型サービス事業(香美町) 生活介護(基準該当)事業 重度障害者等入浴サービス事業

□重要事項説明書 ・・・ 2~13P

□利用契約書 ・・・14~18P

(令和6年4月1日改定)

社会福祉法人関寿会 デイサービスセンターはちぶせの里

# 通所介護事業、介護予防・日常生活支援サービス事業、自立援助通所型サービス事業 生活介護(基準該当)事業、重度障害者等入浴サービス事業

# 重要事項説明書

# 1 事業の目的と運営方針

当事業所はご契約者に対し、適正な、通所介護事業、介護予防・生活支援サービス事業(養父市)、自立援助通所型サービス事業(香美町)、生活介護(基準該当)事業、重度障害者等入浴サービス事業を提供することにより要支援、要介護状態等の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

# 2 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名 社会福祉法人関寿会 理事長 角野 昭男

事業所名 デイサービスセンターはちぶせの里

指定番号 兵庫県指定(第2874800572号)

所 在 地 〒667-1104 兵庫県養父市尾崎 1 3 2 7 番地

管理者の氏名 中野 穣

電話番号 (079)667-3107

FAX番号 (079) 667-3109

サービスを提供する地域 養父市、香美町村岡区

#### (2) 事業所の従業者体制

職種	職種職務の内容		非常勤	合 計
管理者	業務の一元的な管理	1名	名	1名
生活相談員	生活相談及び指導		名	3名
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能の			
	チェック及び指導、保健衛生管理	1名	5名	6名
介護職員		8名	5名	13名
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための			
	指導	1名	5名	6名
管理栄養士 栄養ケア業務		1名	名	1名

## (3) 設備の概要

○食堂 1室

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、全員が使用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品を備えます。

〇機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けます。

#### (4) 定員及び営業時間帯

営業日	定 員	受付時間帯	サービス提供時間帯
月・水・木・金・土・日	3 0名	8:30~17:30	9:00~16:30

※火曜日休業。年末年始・祝日も上記により営業します。

# 3 サービスの内容

# (1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 営業時間帯の利用の方を送迎します。

#### (2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

#### (3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

#### (4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

#### (5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

## (6) レクリエーション

- (1) 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

# (7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい)

# 4 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金(介護予防・生活支援サービス事業は日額、自立援助通所型サービス事業は月額、介護は日額表示となっています。)

区分	介護度	単位数	利用者負担額		$\square$
介護予防・	要支援1	436/日	436円	※月5回以上利用した場合	
生活支援サ		(1,798/月)	(1, 798円)	は月額料金	
ービス事業	要支援2	447/日	447円	※月9回以上利用した場合	
(養父市)		(3,621/月)	(3,621円)	は月額料金	
	要支援1	436/日	436/日	<b>※</b> 1~3回	
自立援助通		(1, 798/月)	(1, 798円)	※4回以上利用は月額料金	
所型サービ	要支援2	436/日	436円	<b>※</b> 1~3回	
ス事業		(1,798/月)	(1, 798円)	※4回は月額料金	
(香美町)		447/日	447円	※5~7回	
		(3,621/月)	(3,621/円)	※8回以上利用は月額料金	
	要介護1	584/日	584円		
介 護	要介護2	689/日	689円		
$(6 \sim 7)$	要介護3	796/日	796円		
時間利用)	要介護4	901/日	901円		
	要介護 5	1,008/日	1,008円		
	要介護1	658/日	658円		
介 護	要介護2	777/日	777円		
(7~8	要介護3	900/日	900円		
時間利用)	要介護4	1,023/日	1, 023円		
	要介護 5	1, 148/日	1, 148円		

※上記金額、1割負担の利用金額 ※2割負担(1割の2倍)※3割負担(1割の3倍)

(2) 加算料金 (介護予防・生活支援サービス事業、自立援助通所型サービス事業は月額、介護は日額 表示となっています。)

区分	加算名	単位数	利用者負担額	基本/該当	Ø
介護予防・	運動器機能向上加算	225/月	225円	該当者	
生活支援サービス事業	科学的介護推進体制加算	40/月	40円	基本	
(養父市)	サービス提供体制強化加算 I 1	88/月	88円	基本	
自立援助通	サービス提供体制強化加算 I 2	176/月	176円	基本	
所型サービ	事業所評価加算	120/月	120円	基本	

ス事業 (香美町)	介護職員等処遇改善加算 I	1ヶ月につき+所定単位 ×9.2%		基本			
(EXM)	栄養アセスメント加算	5 0/月	50円	該当者			
	栄養改善加算	200/月	200円	該当者			
	口腔機能向上加算I	150/月	150円	該当者	ĺ		
	□腔機能向上加算Ⅱ	160/月	160円	該当者			
	若年性認知症受入加算	240/月	240円	該当者			
	※選択的サービス複数実施加 善加算の内2種類サービスを抗						
	※選択的サービス複数実施加 善加算のサービスを提供した場					栄養改	
	※送迎・入浴介助は基本料金/	こ含みます。					
	※ サービス提供体制力	噂は要支援1と	要支援2でか	<b>噂額が異なり</b>	ます。		
	入浴介助加算 I	40/日	40円	該当者			
	入浴介助加算Ⅱ	5 5/目	55円	該当者			
	個別機能訓練加算Ⅰイ	56/日	56円	該当者			
	個別機能訓練加算 I 口	7 6/日	76円	該当者			
	個別機能訓練加算Ⅱ	20/目	20円	該当者			
	中重度者ケア体制加算	45/日	45円	該当者			
	サービス提供体制強化加算 I	22/目	22円	基本			
	科学的介護推進体制加算	40/月	40円	基本			
	介護職員等処遇改善加算I	1ヶ月につき- ×9.2		基本			
	栄養アセスメント加算	5 0/月	50円	該当者			
介護	栄養改善加算	200/回	200円	該当者			
	口腔機能向上加算 I	150/回	150円	該当者			
	口腔機能向上加算Ⅱ	160/回	160円	該当者			
	ADL継続等加算 I	30/月	30円	該当者			
	ADL継続等加算Ⅱ	60/月	60円	該当者			
	認知症加算	6 0/日	60円	該当者			
	若年性認知症受入加算	60/目	60円	該当者	'		
	※送迎は基本料金に含みます。(事業所が送迎を行わない場合、片道 -47円)						
	※栄養改善加算と口腔機能加算は月に2回まで。						
	※時間延長サービス(9~10時間未満・・・単位50円 10~11時間未満・・・単位100円 11~12時間未満・・・単位150円 12~13時間未満・・・単位200円 13~14時間未満・・・単位250円)						

※上記金額、1割負担の利用金額 ※2割負担(1割の2倍)※3割負担(1割の3倍)

#### (3) その他の費用

費目	利用者負担額
食事の提供に要する費用	700円
レクリエーション、クラブ活動費等	実費
日常生活費	実費
コピー代	10円/枚

□1日(一月)あたりの利用料 基本料金+加算料金+その他の費用

□利用料のお支払いについて

利用料は1ヶ月毎に月末に締め切り、計算の上ご請求致します。利用月の翌月20日までに下記口座に お支払い下さい。ご希望により口座振替がご利用できます。

(1) 振込み先指定口座

金融機関	但馬信用金庫 関宮支店
口 座 名	社会福祉法人 関寿会
口座番号	普通預金 0366260

(2) 口座振替のご利用ができる金融機関: 但馬信用金庫本支店

#### 5 サービス利用の中止・変更・追加について

- (1) ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加す ることができます。
- (2) 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた 場合、取消料として次の料金をお支払いいただく場合があります。

(ただし、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。)

利用中止の申し出時期	取消料
①利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
②利用予定日の前日までに申し出があった場合	当日の利用料金の50%
③利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

# 6 苦情の受付について(※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。)

# (1) 施設窓口

窓口担当者	管理者 中野 穣、生活相談員 西村 全司
電 話 番 号	(079) 667-3107 (代表)
F A X 番 号	(079) 667-3109
受 付 時 間	火曜日を除く毎日 午前8時30分から午後5時30分まで

# (2) 行政窓口 養父市役所 (市民生活部・社会福祉課・介護保険課)

所 在	地	養父市八鹿町八鹿1675番地
電 話 番	号	(079) 662-3161 (代表)
F A X 番	号	(079) 662-7491
受 付 時	間	毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで
各地域局 市民	課	介護係
関宮地域局		(079) 667-2331 (代表)
養父地域局		(079) 664-0281 (代表)
大屋地域局		(079) 669-0120 (代表)

# (3) その他窓口 兵庫県国民健康保険団体連合会

所	在	地	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1802号	
電	話 番	号	(078) 332-5617	
F	A X 番	号	(078) 332-5650	
受	付 時	間	毎週月曜日から金曜日 午前9時00分から午後5時00分まで	

#### <重要事項説明書付属文書>

## 1 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。 契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

> ①当事業所の生活相談員が通所介護計画の原案作成やそのために必要な 調査等の業務を担当します。



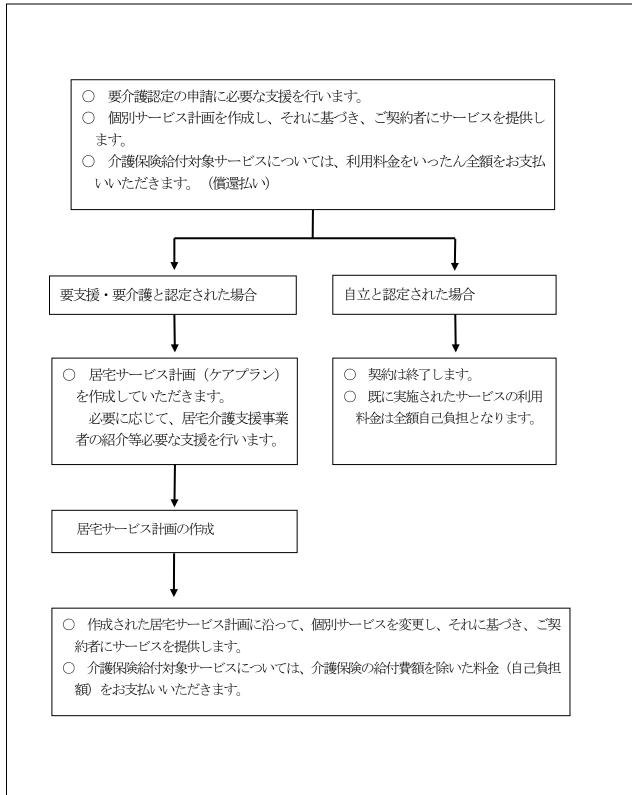
②その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③通所介護計画は、居宅サービス計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。



④通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。



#### 2 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 一 ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 二 ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契 約者から聴取、確認します。
- 三 ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- 四 ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- 五 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者 又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 (守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また台風、地震、火災等の災害時において、生命の危機が予測され、救出、避難が必要な場合には、行政、消防関係者等に、氏名、既往症、主治医、心身の機能障害等の個人情報を提供することがあります。

ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を 得ます。

# 3 サービスの利用に関する留意事項

- □ 施設・設備の使用上の注意
  - 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
  - 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したり した場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいた だく場合があります。
  - 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
  - 事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 4 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 5 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- 一 ご契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 五 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下を参照下さい)
- 七 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

その 場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- 一 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 二 ご契約者が入院された場合
- 三 ご契約者の「居宅サービス計画(ケアプラン)」が変更された場合
- 四 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 五 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 六 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 七 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- 一 ご契約者が、契約締結時その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告 げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、文書による催告にもか かわらず催告から14日以内に支払われない場合
- 三 ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### ※ 契約者、家族等からのハラスメント行為による契約の解除について

契約者、またはその家族等からハラスメント行為を受けたと判断される場合には、やむなく契約を解除 させていただくことがあります。

※ ハラスメントとは、相手が脅威、不快だと感じればハラスメントです。

#### ハラスメントの具体例

分類	内 容	例
身体的暴力	身体的な力を使って危害を	ものを投げる/つばを吐く/たたく/つねる/手を払い
	及ぼす行為	のける/蹴る 等
精神的暴力	個人の尊厳や人格を言葉や	大声を出す/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/
	態度によって傷つけたり、	「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求
	おとしめたりする行為	する/事業所の機能や能力を超えたサービスの強要/
		制度で認められていないサービスの強要/威圧的な
		態度で文句を言う/無視する/土下座の強要 等
セクシャルハラ	意に沿わない性的誘いか	必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/ヌード写真を
スメント	け、好意的態度の要求等、	見せる/性的な話をする/下半身を丸出しにする/特
	性的いやがらせ行為	定の職員との性的関係を吹聴する 等
その他	悪質クレームやストーカー	特定の職員につきまとう/長時間の電話/利用者や家
	行為など	族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる/事
		業所に長時間居座る 等

#### (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

#### 6. 事業継続計画

地震等の広域災害発災時及び新型感染症発生時等において、事業継続に支障が及ぶ状況に陥った場合には、 当法人「事業継続計画」に沿って、養父市防災安全課、消防団等自主防災組織等、養父市地位包括支援センター、 朝来健康福祉事務所等と連携して利用者の生命を保護し、また利益が損なわれぬよう事業を継続します。

#### 7. 虐待防止対応

虐待の防止のために、当法人「虐待防止指針」及び「虐待防止マニュアル」に基づき、利用者の尊厳を保持するための倫理観の醸成を目的に事業所管理するとともに、虐待防止研修を実施し職員を教育します。また、働きやすい職場創りに邁進します。

加えて、養父市高齢者及び障害者虐待防止地域ネットワークと連携し、地域においても虐待を無くしていくよう努めます。

#### 8. 身体拘束の適正化

基本的には身体拘束はいたしません。但し、利用者の生命の保護、苦痛緩和、事故防止等利用者利益のために身体拘束が必要な場合には、当法人「身体拘束の適正化のための指針」及び「身体拘束防止マニュアル」に沿って適正な身体拘束に努めます。

# 9 重要事項を説明した年月日等について

重要事項説明書の説明年月日及び場所

説明年月日	令和	年	月	日	時間:(	時	分)	
説明場所	□はちぶも	せの里	□ご契約者宅	□その	)他(		)	

指定、通所介護事業、介護予防・日常生活支援サービス事業、自立援助通所型サービス事業、生活介護 (基準該当)事業、重度障害者等入浴サービス事業の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所 在 地 兵庫県養父市尾崎1327番地

事業者名 社会福祉法人関寿会

事業所名 デイサービスセンターはちぶせの里

管理者 中野 穣

説明者 生活相談員 西村 全司

私は、本書面により事業者から重要事項説明を受け同意しました。

(利用者) 住 所

氏 名

(署名代行者)

住 所

氏 名

続 柄 ( )

(身元引受人)

住 所

氏 名

続 柄 ( )

# 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援サービス事業、自立援助通所型サービス事業 生活介護(基準該当)事業、重度障害者等入浴サービス事業

# 利用契約書

指定 通所介護事業、介護予防・生活支援サービス事業、自立援助通所型サービス事業、生活介護(基準該当)事業、重度障害者等入浴サービス事業を利用するにあたり、重要事項の説明および重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

#### 第1条 (契約の目的)

社会福祉法人関寿会 デイサービスセンターはちぶせの里(以下、「事業者」という。)は、要支援・要介護認定等を受けた利用者(以下、「利用者」という。)に対し、介護保険法令、障害者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護、介護予防・生活支援サービス、自立援助通所型サービス、生活介護(基準該当)、重度障害者等入浴サービスを提供します。

#### 第2条 (契約期間と更新)

- 1 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。 ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了 日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了の7日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の 満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

#### 第3条(サービス計画の作成・変更)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画(ケアプラン)」に 沿って「通所介護計画」を作成します。
- 2 事業者は、利用者の要支援・要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、通所介護の目標を設定 し、「通所介護計画」に基づきサービスを計画的に行います。
- 3 事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。
- 4 事業者は、「通所介護計画」の作成及び変更に当っては、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得て計画書を交付します。

#### 第4条(サービスの内容及びその提供)

- 1 利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」(以下、「説明書」という)に定めたとおりです。
- 2 事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得て

交付します。

- 3 事業者は、「通所介護計画」に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営む上で必要な援助を 行います。
- 4 事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供します。
- 5 事業者は、サービスの提供記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

#### 第5条 (緊急時の対応)

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

## 第6条 (居宅介護支援事業者との連携)

- 1 事業者は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを 提供する者との綿密な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者が「居宅サービス計画」の変更を書面にて希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

# 第7条 (秘密保持・個人情報の保護)

1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報(個人情報保護 法における定義に従います。)を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - (1) 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - (2) 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
  - (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
  - (4) 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
  - (5) 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

## 第8条 (賠償責任)

1 事業者は、サービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該 当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は

不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第9条(利用者負担金及びその変更)

- 1 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス の内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が、前項の利用者負担金の変更(増額又は減額)を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1 か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

#### 第10条 (利用者負担金の支払い)

- 1 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割をお支払いただきます。
- 2 保険料の滞納などにより、サービス費の1割の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- 3 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月15日までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により支払います。
  - (1) 当事業所指定の金融機関への口座振替(ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する)
  - (2) 現金による支払い

#### 第11条 (利用者負担金の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担金を2か月以上滞納した場合には、事業者は文書により14日以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## 第12条 (契約の満了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了 したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

(1) 利用者の要支援・要介護認定区分が、自立(非該当) と認定されたとき

- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

#### 第13条 (利用者の解約権)

- 1 利用者は事業者に対して、契約満了希望日の7営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。 ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
  - (2) 事業者が、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

### 第14条 (事業者の解約権)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ※ 契約者、またはその家族等からハラスメント行為を受けたと判断される場合

#### 第15条(契約終了時の援助)

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行う とともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

## 第16条(苦情処理)

- 1 事業者は、利用者又はその家族からの通所介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

#### 第17条(代理人)

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業者に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

#### 第18条 (裁判管轄)

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第19条 (契約外事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

# 第20条(協議事項)

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に 協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

(署名代行者)

住 所

氏 名

(身元引受人)

住 所

氏 名

(事業者)

所 在 地 兵庫県養父市尾崎1327番地

事業者名 社会福祉法人関寿会

事業所名 デイサービスセンターはちぶせの里

管理者 中野 穣

契約担当者 生活相談員 西村 全司